

北海道告示第11123号

漁業法(昭和24年法律第267号)第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定により、北海道漁業調整規則(令和2年北海道規則第94号)第5条第1項第13号に掲げるすけとうだらはえ縄漁業(日本海海域)について、その許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定めた。

令和3年8月25日

北海道知事 鈴木 直 道

制限措置						許可又は起業の認可を申請すべき期間	備 考	
(1)漁業種類	(2)操業区域		(3)漁業時期	(4)許可又は起業の認可をすべき船舶等の数	(5)船舶の総トン数			(6)漁業を営む者の資格
すけとうだらはえ縄漁業	檜山海域	松前郡と檜山郡の境界線と最大高潮時海岸線との交点から正西の線以北、久遠郡と島牧郡の境界線と最大高潮時海岸線との交点から297度30分の線以南の海域。ただし、我が国の領海及び排他的経済水域内の海域に限る。	毎年、11月1日から翌年3月31日まで	9隻	10トン以上 20トン未満	檜山振興局管内に住 所を有する者	令和3年8月31日から 同年9月30日まで	1. 許可の有効期間は、令和3年11月1日から令和6年10月31日までとする。 2. 起業の認可の有効期間は、令和3年11月1日から令和4年10月31日までとする。 3. 申請書の提出先は、檜山振興局産業振興部水産課とする。 4. 許可に当たっては、次に掲げる内容の条件を付けることがある。 (1) 暴風雨、漁船の損傷、その他やむを得ない場合を除き〇〇港以外に漁獲物を陸揚げし、又は他の船舶に転載してはならない。 やむを得ない事由により、〇〇港以外に漁獲物を陸揚げし、又は他の船舶に転載する場合は、その都度、〇〇総合振興局長又は〇〇振興局長を経由して知事に報告しなければならない。 (2) すけとうだら以外を主たる漁獲の対象として操業してはならない。 (3) 漁獲物は、必ず一度に全量を陸揚げし、所属する漁業協同組合等の指定する荷受機関の計量を受けなければならない。 (4) 次に掲げるかに及びさがが採捕されたときは、できる限り損傷しないよう速やかに海中に戻さなければならない。 ア 北緯44度30.1分の線以北の海域においては、甲長8センチメートル以上のけがにの雄がに、ずわいがに、べにずわいがに、たらばがに及びあぶらがに イ、北緯44度30.1分の線以南の海域においては、ずわいがに、べにずわいがに及びたらばがに・あぶらがにの雌と甲幅13センチメートル未満の雄 (5) 刺し網漁業にあつては、使用する刺し網の網目の結節から結節までの長さは次のとおりでなければならない。 ア 檜山海域、南後志海域、石狩湾海域、雄冬・天売海域、武蔵堆海域、留萌海域、利礼海域、日本海北部海域においては、42ミリメートル以上56.5ミリメートル以下でなければならない。 イ 共同漁業権漁場区域においては、42ミリメートル以上45.5ミリメートル以下でなければならない。 (6) 海中に敷設する漁具の長さは、次の制限をこえてはならない。 ア 刺し網 5,500メートル ただし、武蔵堆海域に限り12,000メートル イ はえ縄 12,000メートル (7) 海中に敷設する漁具の各のしの両端には、漁船名及び許可番号を記載した標識を付さなければならない。 (8) 知事が漁業調整上、操業に関し必要な事項を命じたときは、これに従わなければならない。
				4隻	10トン未満			